

# 松山市立拓南中学校教育後援会会則

## 第1章 名称と事務局

第1条 本会は、拓南中学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務局は、拓南中学校内に置く。

## 第2章 目的と事業

第3条 本会は、拓南中学校の教育活動と環境整備に対する精神的、財政的援助を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。ただし、寄付金については、役員会で審議するものとする。

## 第3章 組 織

第5条 本会は、拓南中学校に在籍する生徒の保護者および卒業生保護者の有志によって組織される。

## 第4章 役 員

第6条 本会の役員は次の通りとし、任期は、1カ年とする。ただし、再任はさまたげない。

会 長 1名（P T A副会長 もしくは会員よりの選出とする。）

副会長 5名以上

（内1名は教頭、ただし、副会長は、監事・庶務・会計 を兼任することができる。）

監事 2名 ・ 理事 若干名 ・ 庶務 1名 ・ 会計 1名

## 第5章 役員 の 選 任

第7条 第6条の役員は、P T A総会において承認を得る。

第8条 会長は会務を推進し、副会長はこれを補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。会計は会計を処理し、監事は会計を監査する。

## 第6章 会 合

第9条 会議は総会・役員会とする。会議の議決はすべて出席者の過半数をもって決する。

第10条 総会は毎年P T A総会と併せて開催する。

第11条 役員会は必要に応じて開催し、会の運営に必要な事項の協議決定を行う。

## 第7章 経 理

第12条 会費は拓南中学校に在籍する生徒1人につき月額800円とする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 付 則

第14条 本会の会則の変更は、総会の議決によって行う。

第15条 拓南中学校教育後援会活動をスムーズに運営・管理していくために、事務局に事務職員を置くものとする。

※松山市立拓南中学校教育後援会事務職員服務給与規程に別途定める。

## 付 記

この会は、昭和44年4月1日より施行する。

昭和60年 4月 改正 平成 3年 4月 改正

平成 9年 4月 改正 平成11年 4月 改正

平成14年 4月 改正 平成19年 6月 改正

平成23年 4月 改正 平成31年 4月 改正